

平成16年度 東京都公衆浴場施設確保資金利子補助要綱

平成16年3月3日

15生消生活第634号

(目的)

第1 この要綱は、知事が別に定める基準により確保することを必要と認める浴場（以下「確保浴場」という。）施設の所有者又は経営者が、特定金融機関からその浴場施設の改善に必要な資金を借り受けた場合に支払わなければならない利子の一部を東京都が補助することにより、浴場施設の存続を図り、もって都民が浴場を利用する場合の利便に寄与することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において「浴場施設」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場であって、かつ、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和39年東京都条例第184号）第2条第1項に規定する普通公衆浴場の施設をいう。

2 この要綱において「経営者」とは、確保浴場を現に経営し、確保浴場の施設の新築、改築又は修繕について浴場所有者の承諾を得たものをいう。

3 この要綱において「特定金融機関」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 国民生活金融公庫、国民生活金融公庫法（昭和24年法律第49号）第18条の2第1項の規定により国民生活金融公庫から業務の委託を受けた金融機関及び当該金融機関から当該業務の再委託を受けた金融機関

(2) 東浴信用組合

4 この要綱において「公衆浴場施設確保資金」とは、特定金融機関が確保浴場の所有者又は経営者に貸し付ける資金のうち、次の第1号に該当する資金であって、かつ、第2号から第5号までのすべての条件に該当するものをいう。

(1) 確保浴場の浴場施設で現に公衆浴場の業に供されている建物の新築、改築又は修繕及び当該新築、改築又は修繕に伴って行われる浴場用設備の設置又は改善に要する資金

(2) 前項第1号に掲げる金融機関が国民生活金融公庫法第18条に規定する業務として行う貸付けに係るもの又は前項第2号に掲げる金融機関が中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の8に規定する業務として行う貸付けに係るものであること。

(3) 貸付期間が、30年以内であること。

(4) 工事完了後90日以内に借り受けた資金であること。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(5) 貸付金の償還期間が元金均等2か月賦又は元金均等月賦償還であって、新築又は改築にあっては据置期間が1年以内、修繕にあっては据置期間がないもの。

(預託)

第3 東京都は、この要綱が円滑に達成されるよう、第2の第3項第2号の金融機関に対し、2億円を無利子で貸し付ける。

(補助内容)

第4 東京都は、特定金融機関から公衆浴場施設確保資金を借り受けた浴場施設の所有者又は経営者に対し、当該借受けにより特定金融機関に支払わなければならない利子の一部を予算の範囲内で補助する。

(補助を受けることができる者)

第5 補助を受けることができる者は、浴場施設の所有者又は経営者であって、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 特定金融機関から公衆浴場施設確保資金を借り受けしており（これから助成申請する者は借受けを予定していること。）、知事が補助することを適當と認めた者
- (2) 事業税及び都民税を現に滞納していない者
- (3) 当該資金について、他の利子補助及び補給を東京都から受けていない者

(補助対象資金の限度額)

第6 第4の規定により東京都が補助の対象とする公衆浴場施設確保資金の限度額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新築又は改築にあっては、1浴場施設につき1億円
- (2) 修繕にあっては、1浴場施設につき5千万円

(補助金の額)

第7 第4の規定による補助金の額は、浴場施設の所有者又は経営者が借り受けた資金のうち東京都が補助の対象とする資金について、借受期間中（新築又は改築で借受期間が20年を超える場合は20年間、修繕で借受期間が15年を超える場合は15年間）に支払わなければならない利子額のうち、借受利率から0.5パーセントを控除した利率により計算して得た額に相当する額とする。

(補助金の助成申請)

第8 補助を受けようとする者は、特定金融機関に公衆浴場施設確保資金の借受けの申し込みをする前に、東京都公衆浴場施設確保資金利子補助金助成申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業税及び都民税の納税証明書
- (2) 借受けに係る工事の見積書、図面及び工程計画書の写し
- (3) 借受けに係る浴場施設の営業許可書の写し
- (4) 借受けに係る浴場施設の登記簿謄本
- (5) 印鑑登録証明書
- (6) 土地の登記簿謄本（借地の場合は土地所有者の建築承諾書）
- (7) 法人の場合は、法人の登記簿謄本
- (8) 法人の場合は、法人税申告書及び決算書の写し（過去1か年の直近の決算期間）、個人の場合は、所得税確定申告書及び決算書の写し（過去1か年の直近の決算期間）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類

(補助金の助成決定)

第9 知事は、第8の規定による申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、適當と認めたときは補助金の助成を決定し、利子補助金助成決定書（別記第2号様式）により、また、助成しないことと決定したときは通知書（別記第3号様式）により、そ

れぞれ通知する。なお、都区間においては、助成決定を相互に通知する。

(申請の撤回)

第10 第9の規定による助成決定を受けた者は、助成決定の内容又は条件に異議のあるときは、当該通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に、申請の撤回をすることができる。

(助成決定の辞退)

第11 助成決定を受けた者が交付決定前に助成決定を辞退する場合は、速やかに辞退届（別記第4号様式）を提出しなければならない。

(借受けの申込み)

第12 助成決定を受けた者は、当該通知を受領した日の翌日から起算して30日以内に、特定金融機関に対し、助成決定の内容に従って公衆浴場施設確保資金の借受けの申込みを行うものとする。

(工事の着工時期及び期間)

第13 助成決定を受けた者は、特定金融機関から公衆浴場施設確保資金について借受けの決定の通知を受領した日の翌日から起算して90日以内に、かつ、当該年度内に助成決定に係る工事に着手しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 助成決定を受けた者は、助成決定に係る工事について、新築又は改築にあっては着手した日から1年以内に、修繕にあっては180日以内に完了しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 助成決定に係る工事が完了したときは、速やかに工事完了届（別記第5号様式）を知事に提出し、その確認を受けなければならない。

(変更承認申請)

第14 助成決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、変更承認申請書（別記第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成決定に係る工事内容を変更しようとするとき。
- (2) 助成決定に係る資金の借受内容を変更しようとするとき。
- (3) 第13の第1項ただし書き及び第2項ただし書きの適用を受けようとするとき。

(変更承認)

第15 知事は、第14の規定による申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、適當と認めたときは、変更を承認し、変更承認決定書（別記第7号様式）により、また、変更を承認しないときは、変更不承認通知書（別記第8号様式）により、それぞれ通知する。

2 知事は、前項に規定する変更を承認した場合において、必要があるときは、助成決定の内容に修正を加えることができる。

(助成決定の取消し)

第16 知事は、助成決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成決定を受け、又は公衆浴場施設確保資金を借り受けたとき。

(2) 知事の承認を受けないで、助成決定に係る工事内容を著しく変更し、又は助成決定に係る資金の借受内容を変更したとき。

(3) 正当な理由なく、第12に規定する期間内に特定金融機関に対し、借受けの申込みをしなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第13の第1項に規定する期間内に工事に着手しなかったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、助成決定の条件又は知事の指示に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により助成決定を取り消したときは、助成決定取消通知書（別記第9号様式）により通知する。

（助成決定後の届出事項）

第17 助成決定を受けた者が、交付決定前に、住所、氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）、その他重要な事項に変更が生じたときは、速やかに知事に届け出なければならない。

（補助金の交付申請）

第18 助成決定を受けた者は、特定金融機関から助成決定に係る公衆浴場施設確保資金を借り受けた日の翌日から起算して60日以内に、東京都公衆浴場施設確保資金利子補助金交付申請書（別記第10号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(1) 特定金融機関との金銭消費貸借契約書の写し又はこれに代わるもの

(2) 借受期間中に支払わなければならない利子について、特定金融機関が発行する支払予定利子計算書

(3) 貸付申込書の写し

(4) 契約に係る領収書の写し

(5) 檢査済証の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類

（補助金の交付決定）

第19 知事は、第18の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、利子補助金交付決定書（別記第11号様式）により、また、交付しないことと決定したときは、不交付決定通知書（別記第12号様式）により、それぞれ通知する。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めたときは、補助金の交付申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して補助金の交付決定をすることができる。

（申請の撤回）

第20 補助金の交付決定を受けた者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、申請の撤回をすることができる。

（補助金の継続交付）

第21 知事は、利子補助金交付の対象となった借受金の債務を引き継いだ者が、次の

各号のいずれかに該当したときは、利子補助金を継続して交付することができる。

(1) 交付決定を受けた者が死亡した場合であって、その者の相続人として補助対象となった浴場施設の所有者又は経営者となった場合

(2) 前号に該当する場合のほか、知事が特別の理由があると認める場合

2 前項に該当する者が、東京都の利子補助金の継続交付を受けようとするときは、利子補助金継続交付承認申請書(別記第13号様式)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、適当と認めたときは、継続交付を承認し、利子補助金継続交付承認書(別記第14号様式)により、また、継続交付を承認しないときは、利子補助金継続交付不承認通知書(別記第15号様式)により、それぞれ通知する。

(償還方法の変更承認申請)

第22 補助金の交付決定を受けた者(第21の第3項の規定により利子補助金の継続交付の承認を受けた者を含む。以下同じ。)が、天災等の理由により、償還等が著しく困難となったため、借り受けた公衆浴場施設確保資金の償還方法を変更(線上償還を除く。)しようとする場合において、利子補助の内容の変更を必要とするときは、あらかじめ償還方法変更承認申請書(別記第16号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(償還方法の変更承認)

第23 知事は、第22の規定による申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、適当と認めたときは、変更を承認し、利子補助金交付変更書(別記第17号様式)により、また、変更を承認しないことと決定したときは、変更不承認通知書(別記第18号様式)により、それぞれ通知する。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めたときは、償還方法の変更申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して補助金の交付変更決定をすることができる。

(線上償還)

第24 交付決定を受けた者が、利子補助金交付の対象となった借受金を線上償還したときは、線上償還届(別記第19号様式)を提出しなければならない。

第25 知事は、第24の規定による届出を受理したときは、申請の内容を審査し、利子補助金交付変更書(線上償還)(別記第20号様式)により通知する。

(利子支払証明書の提出)

第26 補助金の交付決定を受けた者が補助金の支払を受けようとするときは、補助期間中の次に掲げる各期間内に支払った利子について特定金融機関が発行する利子支払証明書(別記第21号様式)を、各期間が経過した日の翌日から起算して30日以内に、知事に提出しなければならない。

(1) 2月1日から7月31日まで

(2) 8月1日から翌年1月31日まで

2 公衆浴場施設確保資金を借り受けた日から交付決定の日までの間に、7月31日又は1月31日が到来する場合は、交付決定の日の翌日から起算して30日以内に、利子支払証明書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び請求)

第27 知事は、第26の第1項の規定による利子支払証明書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、利子補助金額確定通知書（別記第22号様式）により通知する。

2 前項に規定する通知を受けた者は、知事が指定する期日までに、請求書（別記第23号様式）を知事に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第28 知事は、第27の第1項の規定による審査の結果、必要があると認めるときは、交付の条件に適合させるための措置をとることができる。

(補助金の支払)

第29 知事は、第27の第2項の規定による請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の支払を適當と認めたときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に、これを支払うものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(交付決定の取消し)

第30 知事は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助の対象期間中に補助対象となった確保浴場の所有者又は経営者でなくなつたとき。
- (2) 事業税及び都民税を滞納したとき。
- (3) 公衆浴場施設確保資金について期限の利益を失ったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により確保資金を借り受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、補助金決定の内容若しくは条件又は法令に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第31 知事は、第30の第1項第4号又は第5号の規定により、補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に利子補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第32 知事が第30の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消した場合において補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを

納期限までに納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項の規定に定める年当たりの割合は、閏年を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第33 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第29の第1項の規定の適用については、知事が返還を命じた額に相当する補助金は、最後に受領した日について受領したものとみなす。ただし、当該返還を命じた額がその受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領日において受領したものとする。

2 第32の第1項の規定により知事が違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第34 第32の第2項の規定により知事が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金を控除した額によるものとする。

（交付決定後の届出事項）

第35 補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 借受金の返還が困難になったとき。
- (2) 補助に係る浴場施設について、火災、地震等の災害、その他重大な事故が生じたとき。
- (3) 第30の第1項第1号に該当したとき。
- (4) 事業税及び都民税を滞納したとき。
- (5) 住所、氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）の変更、その他重要な事項に変更を生じたとき。

（他の規程との関係）

第36 浴場所有者又は経営者に対する公衆浴場施設確保資金に係る補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。